

令和2年5月28日

保護者様

埼玉県立越生高等学校長 江森 幸夫

### 教育活動の再開について

薄暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より本校教育のために何かと御協力いただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、令和2年5月22日付け、「県立学校の再開について」の通知により、本校といたしましても、下記のとおり6月1日（月）から分散登校・時差通学を活用しながら段階的に学校を再開してまいりますので、何卒御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、引き続き御家庭におかれましても感染予防に向けた対策をお願いいたします。

### 記

- 1 6月1日（月）から6月19日（金）までは、別紙「6月当初の日程について」の通りに分散及び時差による登校となります。通常の登校は、6月22日（月）からを目指しています。
- 2 夏季休業について  
8月1日（土）から8月24日（月）までを夏季休業とします。
- 3 学校行事について
  - ・2学年の修学旅行は10月に実施予定でしたが、内容・時期を含めて延期を検討しています。
  - ・その他の行事は検討中です。
- 4 部活動について  
通常登校が再開されるまでは実施できません。通常登校となつてからの当面の部活動実施は、週3日程度かつ1回の活動を60分程度とします。
- 5 登校前の健康観察等の徹底について  
御家庭で健康観察（風邪症状の有無）及び体温測定を実施するようお願いいたします。発熱等の風邪の症状がみられる場合は、登校しないようにしてください。登校後に、発熱等の風邪の症状がみられる場合は、帰宅して自宅静養していただきます。  
また、登下校中及び校内では、マスクの着用をお願いします。
- 6 出席停止について  
次の場合において、出席停止扱いとします。（保護者からの連絡と罹患届（後日）の提出が必要）
  - (1) 生徒の感染が判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
  - (2) 生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合
  - (3) 同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合
  - (4) 医療的ケアが日常的に必要な生徒や基礎疾患等のある生徒について、主治医や学校医等に相談の上、校長が登校すべきでない判断した場合
  - (5) 校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として認めた場合
- 7 その他
  - (1) 昼食の準備は必要ありません。また、学校では食事はできませんので持ち込まないようにしてください。  
(水分補給のための水筒等は持ち込んでも構いません。)
  - (2) 万が一、新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、濃厚接触者に該当すると保健所等から連絡があった際には、学校へ御連絡ください。
  - (3) 今後の状況の変化に伴い、対応が大きく変わる可能性があります。